○国土交通省告示第五百九十一号

花巻空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　岩手県　岩手県盛岡市内丸十番一号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　花巻空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　花巻空港内　岩手県花巻市
四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年四月三十日
五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように変更する。

変更後				
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項				
航空灯火	灯質	光度	配置等	
（略）				
誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側	
		最大二十カンデラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口	
（略）				

変更前				
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項				
航空灯火	灯質	光度	配置等	
（略）				
誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側	
	蛍光放電灯、航空青の不動光	最大十二カンデラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口	
（略）				

○防衛省告示第百二十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和八年四月二十四日次のとおり決定された。

令和八年四月二十八日

防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇〇九	キャンプ・シュワブ	沖縄県国頭郡宜野座村	水域…約六三、〇〇〇平方メートル（工事期間中） 水域…約一平方メートル（工事完了後）	宜野座村が灯標の撤去、設置のため共同使用する。 使用期間…当該水域の返還の日まで

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	建物…約一、六〇〇平方メートル 工作物…水道等 管理棟等として追加提供する。
五一二七	鹿屋飛行場	鹿屋市	国有	土地…約二四、〇〇〇平方メートル 建物…約四九、〇〇〇平方メートル 工作物…洗機場等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和八年四月二十七日から同月二十八日までの間 海上自衛隊鹿屋航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇三七	嘉手納飛行場	沖縄県中頭郡北谷町	国有	建物…約五、一〇〇平方メートル 工作物…屋根付駐車場等 家族住宅として追加提供する。